

### 3 障がい者を取り巻く現状

#### 1. 人口および世帯数の推移

##### (1) 総人口と年齢段階別人口の推移

滝川市の総人口は、昭和 58 年の 53,121 人から毎年減少し続け、平成 29 年 10 月 31 日現在 40,912 人となっています。

構成比をみると、年少人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15～64 歳）の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、65 歳以上の割合が増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

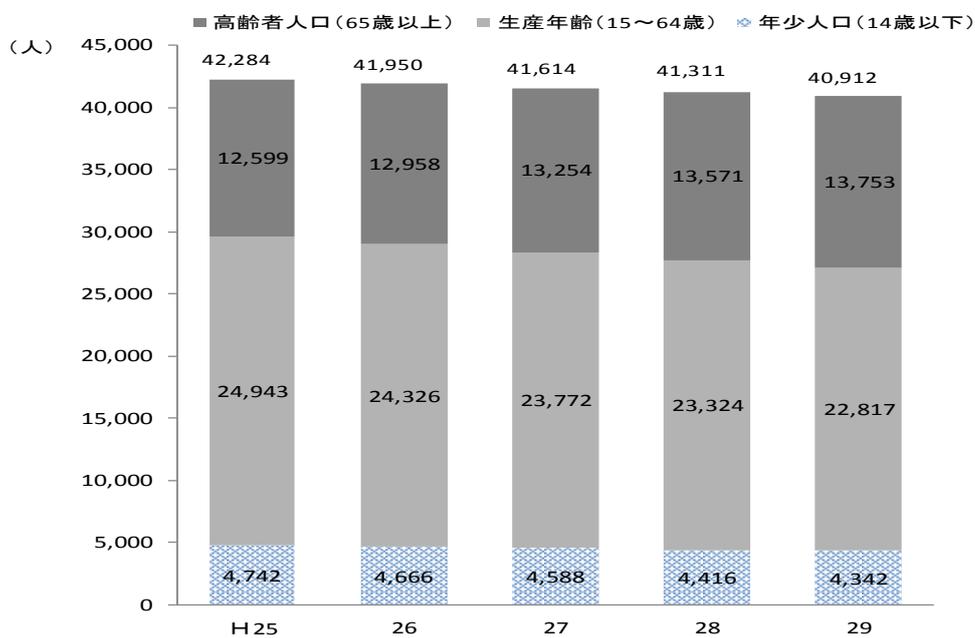


図1 総人口と年齢段階別人口の推移（各年 10 月 31 日現在 住民基本台帳より）

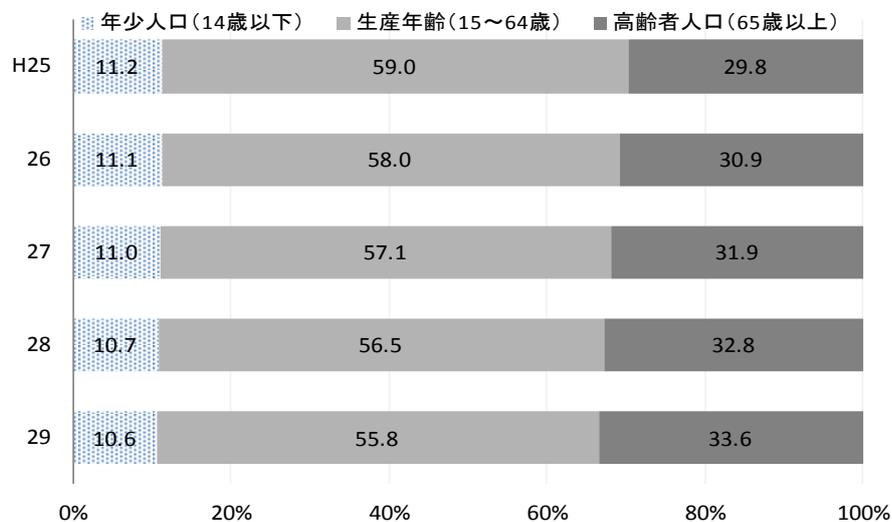


図2 年齢段階別割合の推移（各年 10 月 31 日現在 住民基本台帳より）

## (2) 世帯数と世帯あたり人員の推移

世帯数は増加傾向にあります。総人口の減少に伴い、世帯あたり人員（総人口÷世帯数）は減少傾向が続いており、平成20年には2.08人でしたが、平成29年には1.90人と減少しています。

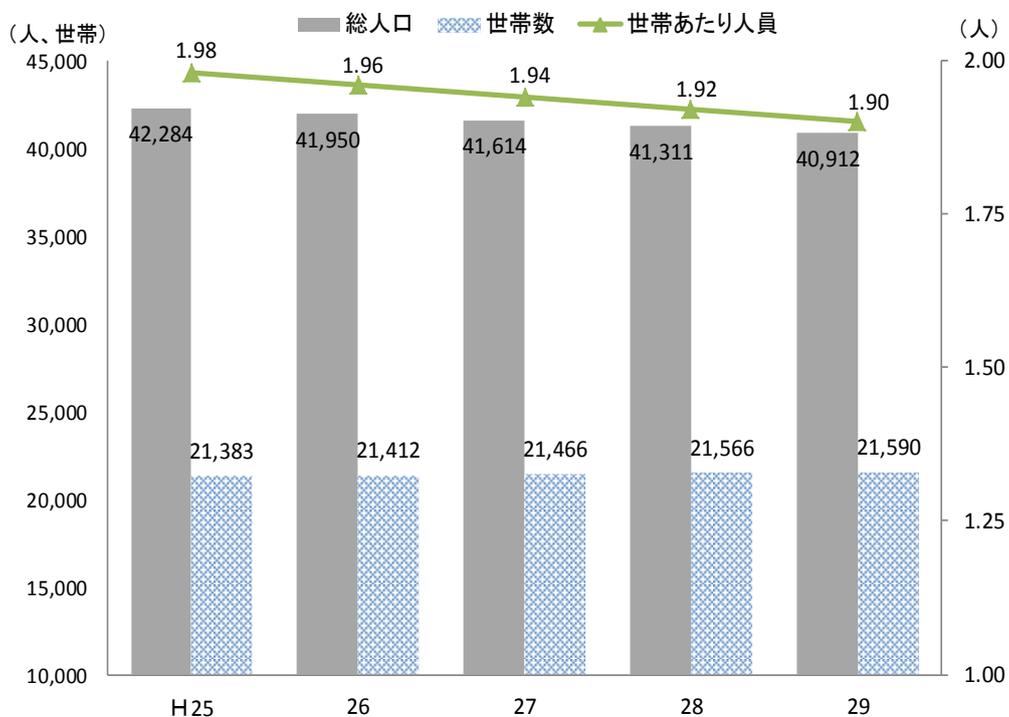


図3 世帯数と世帯あたり人員の推移（各年10月31日現在 住民基本台帳より）

## 2. 障害者手帳所持者の推移

### (1) 障害者手帳所持者（3障がい）の推移

障害者手帳所持者数は全体的には減少傾向となっています。

各手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者は増加、精神保健福祉手帳所持者数は横ばいとなっています。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が8割程度と最も多くなっています。

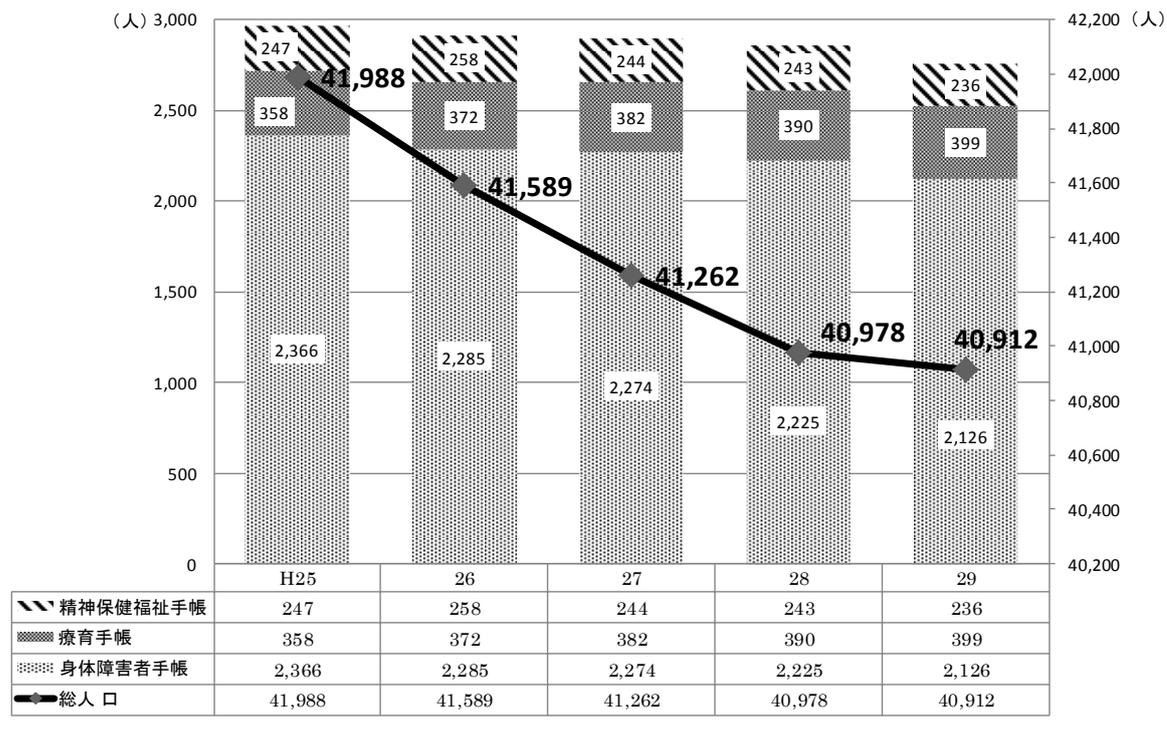


図3 障害者手帳所持者（3障がい）の推移

(総人口：各年4月1日現在、手帳所持者人数：各年3月31日現在、平成29年度は9月末現在)

## (2) 身体障害者手帳所持者の推移

障がい部位別にみると、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がいは概ね減少傾向にあります。言語障がい、内部障がいは横ばいの増減となっています。

障がい部位別の構成比をみると、肢体不自由が6割以上を占めており、内部障がいが2割程度で、両障がいを合わせると全体の8割以上を占めています。

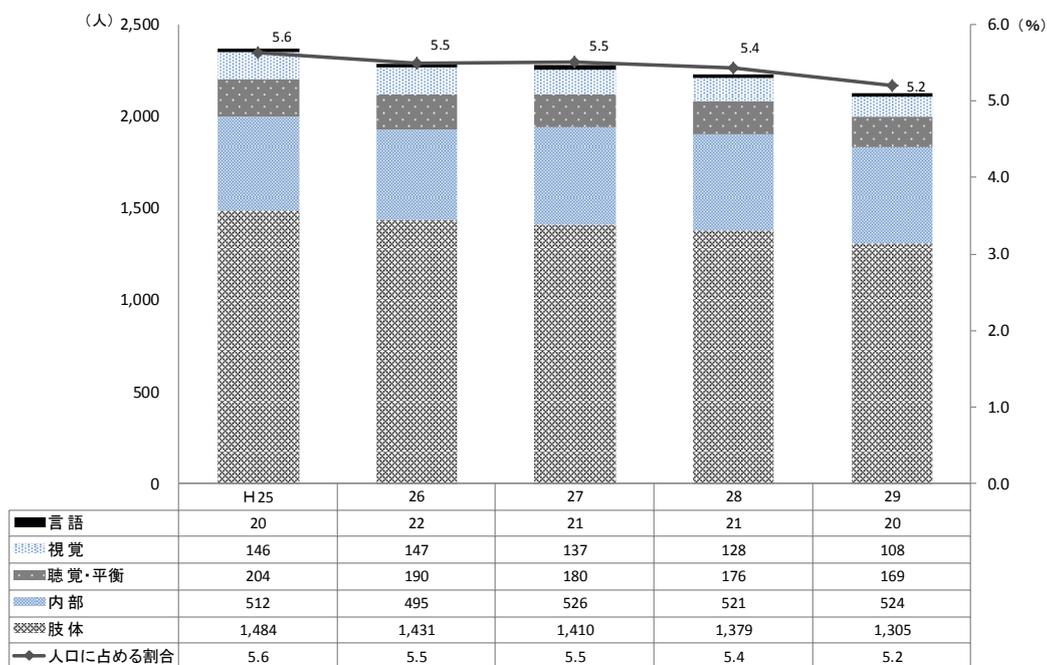


図 身体障害者手帳所持者（障がい部位別）（各年3月31日現在、平成29年度は9月末現在）

身体障がい者手帳所持者の減少傾向に伴い、各等級において減少傾向にあります。3級と6級が他の等級に比べて減少の割合が大きくなっています。

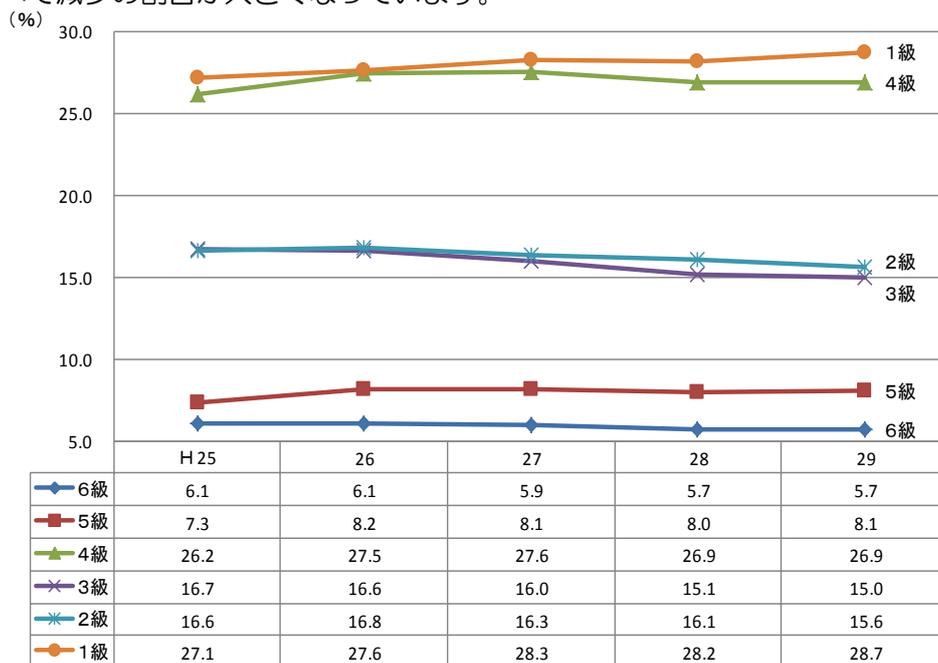


図 身体障害者手帳所持者（障がい部等級別）（各年3月31日現在、平成29年度は9月末現在）

### (3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、ゆるやかに増加しており、平成 29 年 9 月 30 日現在では 399 人となっています。

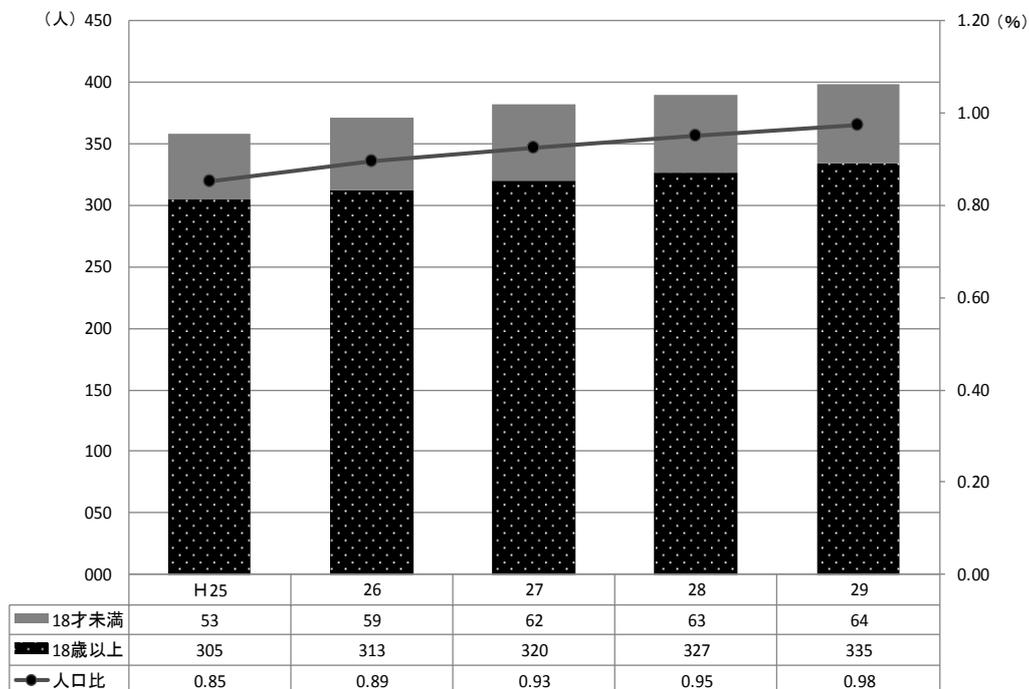


図 療育手帳所持者（年齢別）（各年 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月末現在）

等級別にみると、18 歳未満の A 判定は横ばい、他の等級は微増となっています。

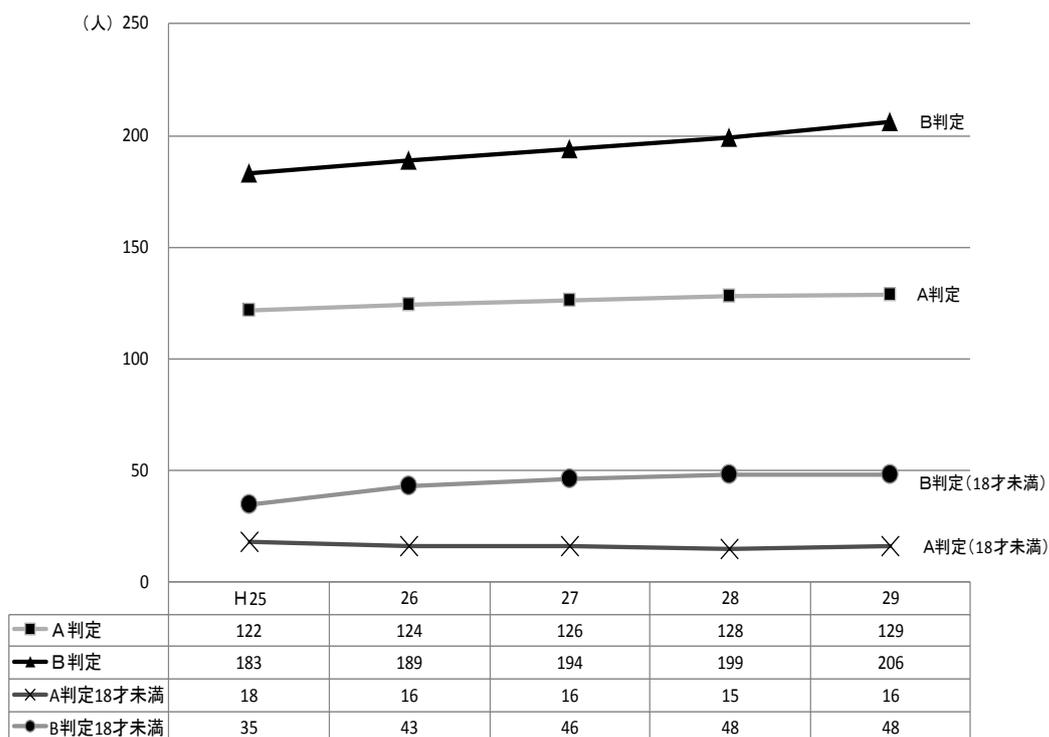


図 療育手帳所持者（等級別）（各年 3 月 31 日現在、平成 29 年度は 9 月末現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳等所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成25年度以降は横ばいとなっています。平成29年9月30日現在236人で、市の総人口に占める割合は0.6%となっています。

自立支援医療費（精神通院医療）受給者の推移をみると、毎年増加傾向にあり、市の総人口に占める割合は1.6%となっています。

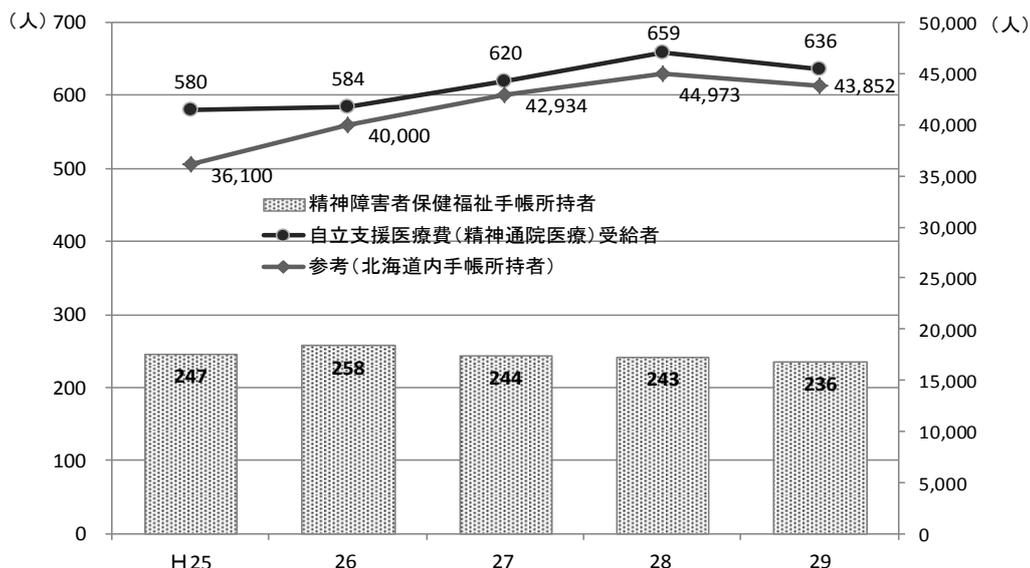


図 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数  
(各年3月31日現在、平成29年度は9月末現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2級が最も多く、全体の5割以上を占めています。

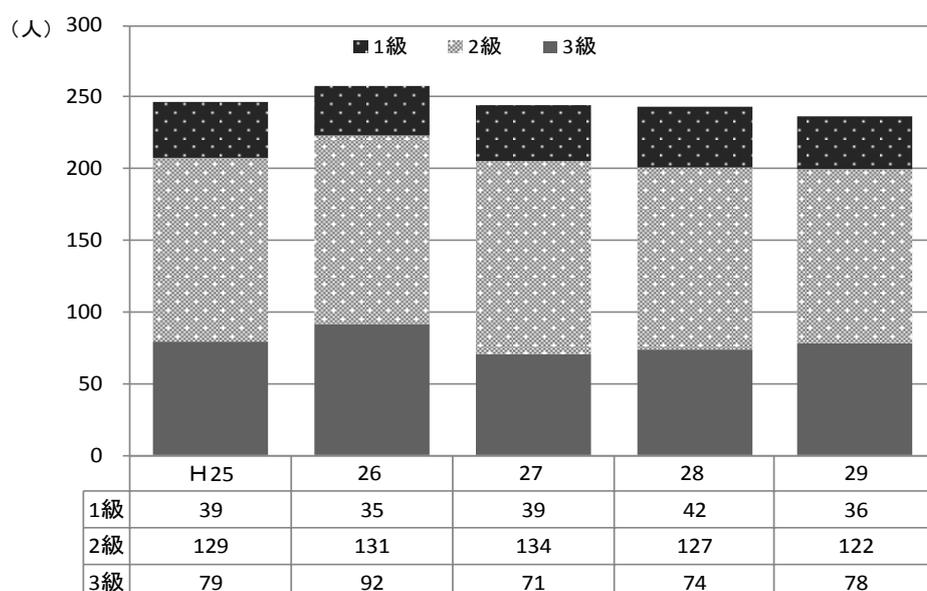


図 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（各年3月31日現在平成29年度は9月末現在）

### 3. 障がい者の実雇用率の推移

ハローワーク滝川管轄（滝川市、赤平市、芦別市、新十津川町、石狩市浜益区）での実雇用率の推移をみると、平成26年度以降は増加傾向となっています。

全国および北海道と比較すると滝川管轄の実雇用率は常に上回っており、平成28年では、全国との差が0.88ポイント、北海道との差が0.74ポイントとなっています。

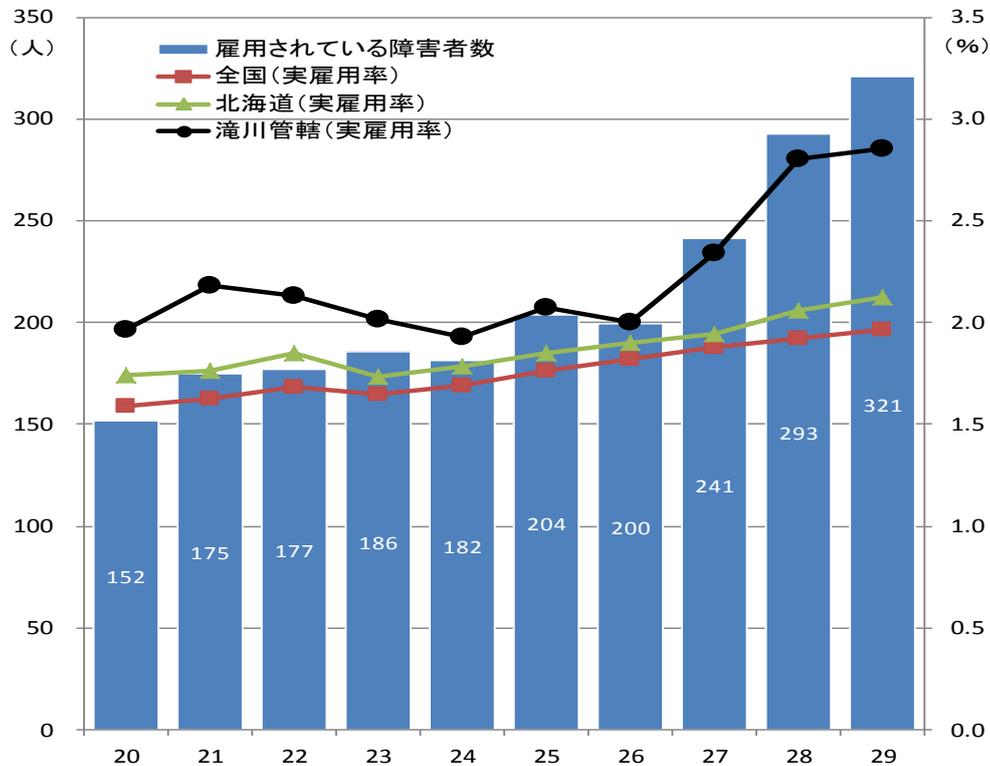


図 民間企業における障がい者の実雇用率の推移（出典：厚生労働省北海道労働局各年 6/1 現在）

#### <参考>

##### 「法定雇用率」について

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

	法定雇用率			※ 3年以内に 0.1%引き上げ (時期未定)
	H25.3.31 以前	現行	H30.4.1 以降	
民間企業	1.8%	2.0%	2.2%	
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%	2.5%	
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%	2.4%	